

令和6年 第1回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年1月11日					
3. 開催通知の期日	令和6年1月11日					
4. 招集期日	令和6年1月31日					
5. 招集場所	町文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	欠
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	欠
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 3号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

当面の日程について

<招集者挨拶>

会 長 年前になりますか。国のほうでちょっと大きい事件がありまして、国会議員による話ですけれども、テレビに大きく報道されているわけですから、国を引っ張っていかねばならない人たちが大きな問題を起こしたわけですから、これから、見ている限りにおいては、あまり大きな問題にはなっていないような気はするんですけれども、国をよくしていく人間ですから、しっかりとこれからも頑張りたいと思っております。

それで、年が替わりまして、1日です。能登半島の大きい地震ですけれども、これもまた大きい被害で、私も家の中にいて、大きい地震だな、揺れだなと思っていたわけですから、一応、テレビで報道で見ている限りでは、あれ、そんなに大きな被害はないのかなと思っていたんですけれども、時間がたつにつれて大きかったんだな、すごい被害だったんだな。それでも火災も起きて、これはすごい被害だなと思ってつくづく大きな災害だと感じたわけですから、続いて、また、2日ですか。羽田空港でまた大きな事故がありまして、海保機の飛行機と日航の飛行機が衝突ということで、それも三百八十何名ですか。乗客がいた中で全員、死亡者なく脱出できたというのも、これまたすばらしい。アテンダントの方の指導もすごかったなと思って感心して見ていました。海保機の亡くなった方はまた悲しいことですから、仕方ないと思っております。

この地域でまた見ますと、今年は雪も少なく、農作業のほうの剪定作業も見られる限りにおいては結構畑に入っていて、進んでいるかなと思われそうですが、後々、この暖かさで雪がないとなると、春時、また心配したり、夏場の雨の心配、この辺もまた皆さん、心配になるような気がしますが、できれば何事もなく、農作業のほうもうまく進んでいきまして、1年間のいい成果を出していただければと思う限りですけれども、また、皆さんも頑張って、お仕事に臨んでいただきたいと思います。以上で終わりとさせていただきます。

本日はお忙しい中、よろしくお願ひいたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き議事の進行をよろしくお願ひいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

4番の議事録署名委員の選任ですけれども、本日は

5番 山口 剛 委員

7番 福井敏彦 委員

よろしくお願ひいたします。

<議事>

議 長 5番の議事に入りたいと思います。

(1) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページ目をごらんください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による

届出について、今月4件です。

1件目、農地所有者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、現況面積542平米、あっせんの希望はございません。

2件目、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、田、現況面積463平米、あっせんの希望はございません。

3件目、農地所有者は吉沢の関與助、相続者、関一夫、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、現況面積2,894平米、あっせんの希望はございません。

4件目、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇他2筆、現況地目、畑、現況面積2,838平米、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。

事務報告ですけれども、何かご質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。

(2)報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料の2ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。

所在地は、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積、3,721平米のうち2,400平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。

以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何かご質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(3)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月2件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2,417平米、家族総数3、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積、ともにゼロ、家族総数3、稼働人員3、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇〇、現況地目は畑で、面積は165平米となります。契約内容は売買で、価格は10アール当たり280万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、受人の要望による。受人につきましては、道路改良による農地取得となっております。位置図を14ページ、公図を15ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約80メートルほど西南に位置する農地となります。

2件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、10,729平米、耕作面積、8,293平米、家族総数2、稼働人員1、借人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、

所有面積、耕作面積、ともにゼロ、家族総数3、稼働人員1、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目は畑で、合計面積、7,061平米、契約内容は賃貸借で、賃料は10アール当たり1万2,700円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、高齢のため、経営規模の縮小、借人につきましては、りんごの作付で新規就農となっております。位置図を16ページから18ページ、公図を19ページから21ページに載せてあります。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約120メートルほど西に位置する農地と、〇〇〇〇から約60メートルほど北に位置する農地他となります。以上につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、1番の案件の補足説明をお願いいたします。望月委員、お願いいたします。

望月委員 国道403号線の歩道拡幅工事で になりました。それで、〇〇〇さんがもう中野のほうにおうちを建てていらっしやって、こちらのほうにはいらっしやらないということで、畑をせっかくされているならということで、野竹さんが お願いしました。すぐ目の前で畑やられているので大丈夫かと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願ひます。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
2番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願ひいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係でおかれまして、〇〇〇〇さんの奥さんが数年前に亡くなられる前からお手伝いをされておりました。〇〇〇〇さんは高齢のため、ちょっと大変だということで、親戚筋の〇〇〇〇さんに、この機会に貸して、実質してもらおうということで、そういう話になりましたので、問題ないと思ひますので。道具とかそういうのはみんな〇〇〇〇さんのところにありますから、それを使ってやるそうですので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願ひます。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、次に進みます。
(4)議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページ、お願ひします。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちら、農地転用の案件になります。
所在地は、大字佐野字〇〇〇〇ー〇、地目は、台帳、田、現況、畑、面積は2,591平米のうち60平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由として、直売所2棟の建築ということになります。申請人ですが、渡人は〇〇の〇〇〇、受人は〇

の〇〇〇〇、契約内容は賃借権で、事由の詳細は、〇〇〇に隣接する農地の一部を直売所として利用するために転用するという事です。位置図ですが、資料23ページです。お願いします。〇〇〇から下って、70メートルほどの農地になります。公図を24ページにつけております。

以上になります。

すみません。道の駅から上った70メートルのところですか。失礼しました。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について補足説明、私のほうからさせていただきます。

〇〇〇さんなんですけれども、結構高齢となってきたため、以前、〇〇さんが借りている、ちょっと前まで、ほかの人が借りていて、2年ほど前から〇〇さんが農地を借りて果樹を栽培されていたわけなんですけれども、その一部分を直売所として自分で、自作で直売所を建てて運営していたわけなんですけれども、農地というところに建物を建てるといふわけにはいきませんので、宅地化しないといけないということで農地転用をしたわけなんですけれども、〇〇さんのほうも場所がいいところでちょっとお店を出したいという希望がありまして、造ったわけなんですけれども、申請して、今、実際本当にものは建てているんですけれども、今ちょっと違法という形になるわけなんですけれども、進めて、農地から外すということで計画しておりますので、よろしく願いいたします。

この案件について質問のある方は挙手願います。

小古井委員 今みたいに、もう既に建ててあるものを後から、こういったところに会議に出して、通ればいけれども、駄目と言われたら壊すということですか。

事務局 違反転用という扱いになるため、建築した建物は取り壊すという指導になります。

議 長 本人も知らずに建てたとなってくるような気がするんですけども、ここで申請を出してくれて、農業委員会にかけて、それで、例えば通ったとしたら、そのまま続けられるということになるんですけども、そこまでは注意事項として本人に言うしかないような気はするんですけども、せっかく頑張っていると思うのに、駄目だとも言えないだろうし、ここで申請も出していることだし、いいような気はするんですけども。だから、申請出さずにそのまま続けていたらちょっとまずいかなという点も出てくると思うんですけども、それはまた理解していただいて、よろしく願いいたします。

佐藤委員 無許可でやっていたのを気がついたので申請したということだと思っただけなんです。

議 長 そうですね。

佐藤委員 一言、そのときに許可になりましたが、始める前に許可を取るようになさってと一言添えるというのはどうですか。

事務局 そうですね。今回、県のほうに申請したのですが、やはり追認案件ということなので、経過書というのもし本人にもしっかり作成していただいた上の申請書ということになりました。

議 長 また、本人に行き会ったときにまた詳しく伝えます。言っておきます。

ほかにご質問ありましたら、お願いいたします。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決とさせていただきます。

次に進みます。

(5) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。

議案第3号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規設定が8件、再設定が6件の計14件です。

1件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積1,344平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は全体で2万6,500円の再設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積2,188平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は全体で2万5,000円の再設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積1,953平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の再設定となります。

4件目、5件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積3,303平米、利用権の種類は賃借権で、20年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、現況地目は田で、合計面積2,413平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は全体で1万8,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積1,196平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万2,300円の新規設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積1,196平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、プラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の新規設定となります。

9件目、10件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積3,705平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円と3万円の再設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積502平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定して

います。賃料は10アール当たり3,000円の新規設定となります。

12件目から14件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇ー〇他2筆、現況地目は畑で、合計面積1万785平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、ブドウとリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円等で、新規設定となります。

以上、14件につきまして承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ちょっともう一度聞きたいんですけども、7番の農地の面積、先ほど、ちょっと間違えたかなとは思ったんですけども。〇〇さんのやつ、1,196と言ったような気がしたんですけども、それは下のやつかなと。

事務局 すみません。862平米で。

議 長 それと、10番の〇〇〇〇さんのやつ面積も3,000と言ったような気がするんですけども。

事務局 9件目のが1,000平米と。

議 長 これは足して。

事務局 そうですね。9件、10件合わせてちょっと読み上げたもので。

議 長 そうですか。分かりました。

ありがとうございます。

それでは、1番の件について、補足説明をお願いいたします。下田委員、お願いいたします。

下田委員 〇〇〇〇さんは現在専業農家ということで耕作をされております。ブドウ、リンゴを作っております。資料で10ページにありますけれども、現在、年齢〇〇歳ということでありますが、農業従事ということの中で、15歳以上60歳未満の方が4人も実際おられるということで、まだ今後も後継者の方もいらっしゃる、本人も大丈夫だと思います。後継者の関係については、事務局のほうでちょっと補足をお願いしたいんですけども、〇〇〇さん、1月にお亡くなりになった関係なんですけど。

事務局 ちょっと追加で補足なんですけれども、1件目の利用権を設定する者の〇〇〇さんなんですけど、こちらの利用権届出、今月15日までの受付になるんですけども、それまでは生前いらしたんですけども、受付締めた後、公告までの間にお亡くなりになってしまいました。県のほうに確認しましたら、取りあえず公告前に亡くなられてしまったんですけども、設定をする者については、今回、このままで法的には問題ないということなので、このまま受け付けるということになりました。相続人が決まりましたら、名前を変えていただければいいということなので、今回の案件は〇〇〇さんのままでお願いしたいかと思えます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。(な

し)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんの畑を前から借りていて、そこで再設定ということになったわけですが、昔からやっていますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、小古井委員、お願いいたします。

小古井委員 ○○○○さんですけれども、後継者もいらっしゃいますし、再設定ですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
4番と5番、続けて補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○○○さんにつきましては、高齢ということで、規模縮小を考えられているということで、○○君は規模拡大を考えている、そういうことで話がまとまりまして、今回、設定することになりました。○○君もしっかりやっておりますので、問題ないと思います。
○○○○さんにつきましても、同じで、やってももらえないかということで、これもよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。4番の案件について質問のある方は挙手願います。
藤浦委員。

藤浦委員 事務局に質問したいんですけど、20年の設定ということで、通常、山ノ内町の補助金もらうなら10年契約ですれば満額もらえると認識してますが、再設定にした場合、全部もらえるんですか。

事務局 新規設定のみ対象となります。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
続きまして、5番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、補足説明を佐藤委員にお願いいたします。

佐藤委員 皆さんご存じのとおり、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんで、家族とやっていると書いてありましたが、従業員の方と一生懸命やっていると書いてあります。〇〇〇〇さんは皆さんご存じだと思いますが、田んぼをやっていただけないということで、引き続き、玉村本店さんにやっていただきたいと思いますということで、こういう形になりました。再設定ですので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
7番の案件について、補足説明をお願いいたします。湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 この〇〇〇〇さんのブドウ畑なんですけど、今まで作っていた人の親の体調がちょっと悪くなってしまって、今年は何かできそうもなさそうだと思って、本人が直接〇〇君に新しく、ちょっと何かいろんな話をしたら、やってみようということも本人言ったらしくて、〇〇君もやる気満々な人なので、大丈夫だと思いますので、また、ひとつよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
8番の案件について、補足説明をお願いいたします。齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんの畑は、以前、ほかの人に貸していたわけですが、その方が返したということで、〇〇さんをお願いしたところ、じゃあということになりましたので、認定農業者ですので、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番、10番、私のほうから補足説明をさせていただきます。
〇〇〇〇さんなんですけれども、高齢ということで、〇〇〇〇さんが耕作しています。再設定です。1年契約となっていますけれども、〇〇さんのおふくろさんのほうがちょっと心配ということで、毎年1年契約ということで話していました。
〇〇さんのほうですけれども、〇〇さんも高齢ということで、〇〇さんが作付されているわけですけれども、これも1年契約ということで短いわけですけれども、これもお母さんの体調を見ながらということで短くしているそうです。再設定ですので、よろしくをお願いいたします。
9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
11番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、昨年亡くなられた○○○○さんの姪っ子でありまして、それで相続されましたが、勤めているためにできないということで、親戚筋の○○○○さんにお問い合わせということですので、お願いします。

議 長 ありがとうございます。11番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
12番、13番、14番、補足説明をお願いいたします。上原委員、お願いいたします。

上原委員 すみませんが、本来なら、12、13、14と説明するんですが、内容を分かっていたために、13、14、12と説明しますが、よろしくをお願いいたします。
13番の○○○○さんなんですが、大分もう体調が悪く、数年前から何とかやってこられたんですが、昨年、もうほぼほぼちょっと収穫するのも大変だと。誰かやってくれる人はいないかなと相談を受けていまして、息子さんいらっしゃるんですが、いらっしゃるにしても跡は継いでくれないというところははっきりされていて、できれば全て借りていただきたいという話を伺っていまして、その話を○○○○さんですが、この方は花、花卉というか、花をやられたりしていたんですが、果樹をやりたいということをやっと前々から相談を受けていまして、そういう話があるんだけどどうかなということ、いろいろお手伝いとかして、リンゴとか、ブドウとかの手伝いもされに行っている経験もあり、また、旦那さんがまだ定年にならず、あと二、三年のうちには定年され、一緒にやりたいということで、○○○○さんと話がうまくまとまったというか、機械の施設等、譲り受けてやりたいということで、そういう話がまとまりました。
14番のこの○○さん、○○さんの畑なんですが、お父さんの亡くなられたときに、ちょっと大変でできないということで、○○○○さん、隣接して、土地続きでありまして、この方も、返されてもちょっとうちもできないということで、できれば一緒にやっていただきたいということで、○○さんと話がまとまって、借りるということになりました。
それで、12番なんですが、2ページの報告第2号のところにもありますが、○○○さん、返されちゃって、どうしようかなという話で、全部切って、草でも刈らなきゃいけないのかという話をされていまして、それで、○○さんがブドウもやりたいということなので、○○さんも昨年12月のうちですか。認定農業者になっていただいて、いろいろな理由になるということ。土地を借りるにしても、外食事業をやるにしても、そういうことで、まず、認定農業者になっていただいて、それで今回、農地を貸し借りをしたいということでもあります。
本来なら、問題ないと言いたいところなんですが、なかなか初めてということで、私もこういう事例2件目なんですけれども、やっぱり最初は大変だよということは常に伝えてはいるんですけれども、できるだけ自分も全面的に協力しながら、何とか果樹農家になっていただきたいなということで支援していきたいと思っております。皆様、どうかよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
順番どおり、12番の案件から進みます。
12番の案件で質問のある方は挙手願います。
藤浦委員。

藤浦委員 その方はもう花はやめるんですか。

上原委員 一部、本当に一部にして、借りていた畑は返されたところもあり、あと、何年前かな。〇〇のほうで一部借りられたんですが、そこは除草剤、前の方がまいてしまって、ほぼほぼ枯れた状態で、今はそんなに、草刈り程度なのかな。そこも借りた状態なんですけれども、できれば高収入のある果樹でやりたいということで、全面的に今これを借りても、全てそのままでなく、12番は全部伐採して、ブドウを新植したいと。できる限り計画性を持って、じゃ、できる範囲内に収めながら、新植は新植しながら、しながら、だんだんと。といっても結構な面積なんで、そこはやっぱ人手が要るから、ちゃんとそういうのを確保しながらやっていくようにという指導というか、お話しはしてあります。

議 長 よろしいですか。
外に質問のある方、挙手願います。
齊藤委員。

齊藤委員 今、〇〇のほうに借りていたということなんですけれども、借りていた農地で、畑で、花を作っているという場合、〇〇〇〇〇さんどこですか。

上原委員 〇〇の〇〇〇〇の下というか、山際なのかな。あそこです。

齊藤委員 分かりました。
そこはどんな、まだそんなに。

上原委員 そこは花で、出荷できるようには、聞くところによると、あまりなっていないというところなので。どうしても、だから、草刈りのみみたいな今は感じだそうです。

齊藤委員 分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。
ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
13番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
14番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
以上で今回の議題は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
以上をもちまして、第1回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時56分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
